二期目に入る水田利用再編対策
来年度は579haが配分に

春の訪れとともに、農作業ももうすぐいっせいに始まりますが、農業を取りまく環境には年ねん厳しさが加わるばかりです。―水田利用再編対策は五十六年度から第二期目に入ります。新津市には昨年を七十九・六%うわ回る五百七十九haが転作割当てされました。

今号では、試練に立つ転作問題をとりあげてみました。

二期目を迎え新たな局面に立つ米つくり

第2期の米の需給計画

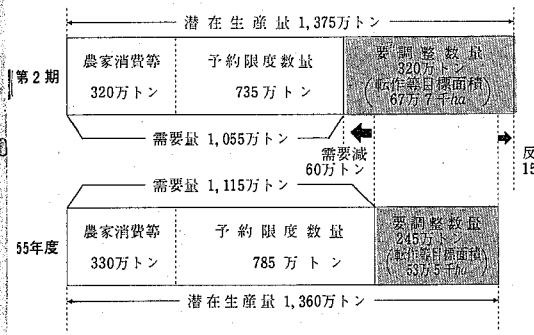

当市の水田の一七%が対象に

昭和五十六年から五十八年までの三年間「第二期水田利用再編対策」が実施されます。

"第一期"は、五十三年から五十五年までの間に行われましたが、水田利用再編対策は、これまでの経過をふまえ、諸施策を盛り込みながら二期目を迎えることになります。

昭和五十六年度に新津市に配分された転作等目標面積は全部で五百七十九haになりました。この面積は、新津市の全水田面積の約一七%にあたる膨大な数字です。

米作を基幹とする当市の農業にとって、水田利用再編対策はとても重大な問題です。しかし、米需要が不均衡な現状と、目標未達成の場合の農林関係事業への影響などを考慮し、目標の一〇〇%達成に向けて全力で取り組むことにしました。

各農家のみなさんには、さきごろ農家組長を通じて「仮配分通知」を行い、特段のご協力をお願いしていますが、市としても転作農家の負担軽減をはかるために五十六年度施策の中で、できる限りの予算措置を考えています。

今年の新津市の転作面積

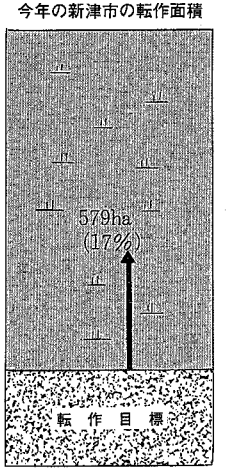

五十六年度は三百二十万トンを生産調整

国は昭和五十六年度から三か年で、第二期水田利用再編対策を実施しますが、来年度以降の稲作転換目標と政府買入れ数量の見通しはどうなっているのでしょうか。

全国で来年度は、生産調整三百二十万トン、水田転換六十七万七千haと定めました。今後もさらに米の消費減退が依然として続くものとみられており、米の消費量は九百三十万トン～一千万トンになると想定しています。

この計画達成のためには、現在の六十七万七千haから八十万haの転作が必要だとし、徐々に転作目標面積を増やし、おおむね昭和六十三年ごろまでに八十万haの転作を実施したい、としています。

お買物、ご用命は市内で

動物の診療・予防・検査・諸手術・入院
預り・健康管理　〈月曜日休診・急患随時〉
ニイツ動物病院
獣医師　白杉友義・獣医師　白杉多恵子
新津市本町2丁目7番21号　☎2-5976・4-6262
(総合結婚式場「一楽」より五泉方面へ200m左側)

昼・夜間部……入学随時
洋裁　生徒募集
あなたのセンスで手作りファッションを楽しんでみませんか。
ドレスメーカー女学院認可校
新津ドレスメーカー
TEL (2) 3066

くい止めたい"米ばなれ"

米の生産調整が打ち出された背景には、外国からの農作物輸入とともに、米の消費が減って、米が余ってしょうがないということがいわれています。

左のグラフは、一人一年間の米の消費量と政府がかかえる古米在庫量の移り変わりをあらわしたものです。一人当たりの消費量は、昭和四十年とくらべてみますと、五十五年は約七〇%に減り、年間七十九キロほどの消費に落ち込んでいます。一方、古米の在庫量は年々増えているのがわかります。

――生活の洋風化にともなって消費が減っていますが、お米と日本人は切っても切れない関係にあります。市でも機会あるごとに米のPRに努めていますが、常日頃から米を見直すようにしていきたいものです。

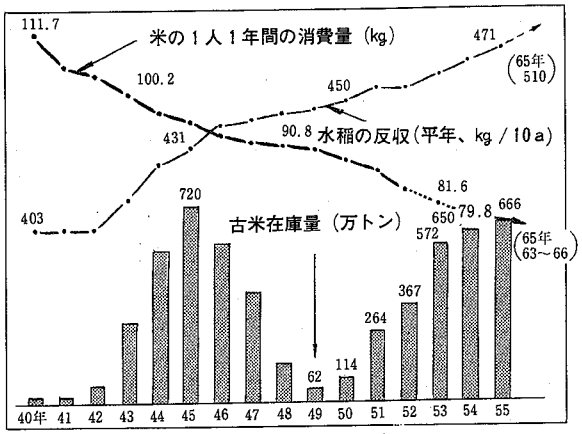

第2期から
団地化加算制度が発足

第二期水田利用再編対策では、転作の定着をさらに進めるために、転作団地を作る場合、あらたに「団地化加算制度」が設けられます。

これは次のような要件などをみたしている場合に認められ、一定の交付金が支給されるものです。

■団地化加算制度の要件

(1)団地を構成する計画実施水田（団地化加算の交付対象となる転作実施水田をいう。以下同じ）および計画実施水田に準ずるものとして別に定めるもの（以下「計画実施水田等」という。）が連担しており、かつ、排水管理に支障がないようまとまっていること。

(2)団地化計画に係る団地の規模等が次のいずれかに該当すること。

ア団地を構成する計画実施水田等の合計面積（以下「団地化面積」という。）が三ha以上であること。

イ団地化面積が一ha以上である団地を構成する計画実施水田の合計面積が水田利用再編計画地区の計画実施水田の合計面積の三分の二以上であること。

(3)用地ごとに、その団地化面積の九〇%以上に相当する部分において栽培される転作作物が別に定める場合を除き、二作物（団地化面積が二ha以上の団地にあっては三作物）以内に統一されていること。

■団地化計画の認定

以上のような要件をみたしている場合、市長が認定します。

■団地化加算の交付

認定を受けた計画どおり実施され、かつ団地が以上の要件をみたした場合は、当該団地を構成する転作実施水田に団地加算を交付します。

♥団地加算額（十アあたり）
●特定作物、永年性作物…一万円　●一般作物等…七千五百円

団地化加算の要件

団地の規模

(1) 単一団地型

（水田利用再編計画地区）

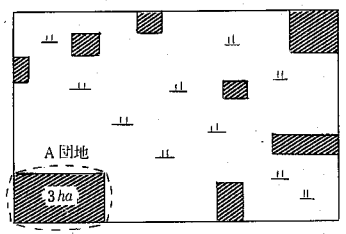

A団地≧3ha……団地化加算交付

(2) 複数団地型

（水田利用再編計画地区）

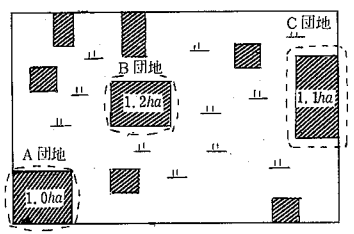

①A、B、Cそれぞれ≧都府県1ha
②A＋B＋C団地≧地区内転作面積の2/3
団地化加算交付

お買物、ご用命は市内で

'81日本カメラ・8ミリ
クレジットフェア
3月7日㈯～8日㈰
会場：ホテル美好（新津駅前）
みんなの店 カメラのサカヅメ
本店・新津市本町4－5－6　(2)0045(代)
新町店・新津市新町1－2－29　(2)2484

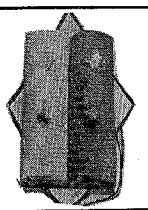

ニイツ銘菓 雪かこい
駿河屋
ニイツ本町2 TEL(2)0543
祝儀・仏事式菓子
銘菓・雲太郎・松坂羊かん
田家屋
ニイツ本町4 TEL(2)0430